

高野町学びの交流拠点整備事業
公募型プロポーザル募集要項
(設計・施工一括発注型プロポーザル方式)

令和2年5月

高 野 町

目次

1	募集要項について	1
2	事業概要.....	1
	(1) 事業名	1
	(2) 実施者	1
	(3) 事務局	1
	(4) 事業内容.....	1
	(5) 事業予定地	1
	(6) 事業の趣旨・目的.....	2
	(7) 選定方法.....	2
	(8) 対象事業.....	2
	(9) 要求水準.....	2
	(10) 法令遵守	2
	(11) 履行期間	3
	(12) 上限提案価格	3
	(13) 本事業の管理	3
3	参加要件.....	3
	(1) 参加要件	3
	(2) 参加資格要件.....	3
	(3) 参加表明後の参加資格要件の変更.....	5
4	予定スケジュール	6
5	プロポーザルへの参加	6
	(1) 参加表明.....	6
	(2) 様式一覧.....	7
	(3) 提出方法.....	7
	(4) 受付期間.....	7
	(5) 参加の辞退	7
6	事業予定地等の視察.....	7
	(1) 視察可能期間.....	7
	(2) 申込様式.....	7
	(3) 申込方法.....	8
	(4) 申込受付期間.....	8
	(5) 視察日時の通知	8
	(6) 視察日時の変更・取消	8
	(7) 事業予定地以外の視察	8
7	質疑の受付及び回答.....	8
	(1) 様式.....	8

(2)	提出方法.....	8
(3)	質疑の受付期間.....	8
(4)	質疑への回答日.....	9
(5)	回答方法.....	9
8	提案書等の提出及びプレゼンテーション.....	9
(1)	提案項目.....	9
(2)	基本条件.....	9
(3)	様式.....	10
(4)	提出方法.....	10
(5)	様式一覧及び提出部数.....	11
(6)	体裁及び書式.....	11
(7)	提出期間.....	11
(8)	プレゼンテーション.....	11
9	評価基準及び審査.....	12
(1)	審査について.....	12
(2)	審査要領.....	12
(3)	審査結果の通知及び公表.....	12
(4)	その他.....	12
10	優先交渉権者の決定と契約.....	13
(1)	仮契約と本契約.....	13
(2)	事業費見積書の提出.....	13
(3)	契約の辞退.....	13
11	その他.....	13

1 募集要項について

「高野町学びの交流拠点整備事業公募型プロポーザル募集要項（以下、「本要項」という。）」は、高野町（以下、「本町」という。）が高野町学びの交流拠点整備事業（以下、「本事業」という。）に係る実施設計及び施工を一括して発注するための優先交渉権者を選定するに当たり、事業の概要や公募によるプロポーザル（以下、「本プロポーザル」という。）への手続方法等について必要な事項を定めるものである。

なお、「高野町学びの交流拠点整備事業 要求水準書（以下、「要求水準書」という。）」、「高野町学びの交流拠点整備事業 事業者選定基準（以下、「選定基準」という。）」、「高野町学びの交流拠点整備事業 契約書（案）（以下、「契約書」という。）」、「高野町学びの交流拠点整備事業 様式集（以下、「様式集」という。）」についても本要項と一体的なものとして扱うものとする。

2 事業概要

(1) 事業名

高野町学びの交流拠点整備事業

(2) 実施者

高野町長 平野 嘉也

(3) 事務局

高野町教育委員会 総務係

高野学びの交流拠点整備事業プロポーザル審査委員会事務局

〒648-0211

和歌山県伊都郡高野町大字高野山 486 番地

TEL：0736-56-3050（代表） 内線 627

FAX：0736-56-4831

MAIL：manabi@town.koya.wakayama.jp

※ 以下、特に断りがなければ連絡先・提出先等は事務局とする。

(4) 事業内容

高野山小・中学校、高野山こども園、新給食センター等を集約した新たな教育等複合施設（以下、「新施設」という。）の建築

(5) 事業予定地

住 所 和歌山県伊都郡高野町大字高野山 26 の 2、26 の 5

敷地面積 22,980 平方メートル

(6) 事業の趣旨・目的

町が有する公共施設は、経年による老朽化、少子高齢化による住民ニーズの変化、厳しい財政状況等様々な問題が生じており、統合・廃止を含めた見直しが急務となっている。こうした中、町では公共施設の適切な在り方について検討を重ね、平成 28 年 6 月に「公共施設等総合管理計画」、平成 30 年 3 月に「公共施設個別施設計画」を策定した。

本事業では、この 2 計画を前提とし、将来の人口ビジョンを見据えたコンパクトな小・中学校及びこども園としての機能を持ち、子供から高齢者まであらゆる世代の交流と社会教育の場となるような施設を一体的に整備することで、町の教育を将来にわたって持続可能とすることを目的としている。

併せて、町の悠久の歴史と貴重な文化を象徴する優れた意匠性、十分な耐震性能による安全性、さらには維持管理から撤去までを見据えたライフサイクルコストに優れた、「宗教と環境、道徳のまち」を標榜する本町に相応しい施設の完成を期待するものである。

(7) 選定方法

本事業は、既存施設からのスムーズな移行が求められること及び工事の早期完成によって可能な範囲で事業費の抑制を図りたいことから、設計及び施工を一括で発注する（デザインビルド方式）。また、効率的・効果的かつ安定的な業務遂行能力と高度な技術力を含む総合的なノウハウを有する受注者を選定するため、公募型プロポーザルによって優先交渉権者を決定する。

(8) 対象事業

事業者が行う主な業務は次のとおり。具体的な事項については要求水準書に提示する。

- ア 設計業務
- イ 建設・工事監理業務

(9) 要求水準

本業務の要求する水準は要求水準書による。これは、本業務を実施するための必須条件として準拠すべき具体的な規定であり、本町が本業務に求める内容及び品質を満たすための最低限の水準である。

(10) 法令遵守

本町と本業務の実施に係る契約を締結する者（以下、「受注者」という。）

は、本業務の実施に当たり関係法令を遵守しなければならない。なお、関係法令に基づく許認可等が必要な場合は、受注者の負担により取得することとする。

(11) 履行期間

契約締結日の翌日から令和6年7月まで。

ただし、各施設の引き渡し期限は要求水準書のとおりとする。

(12) 上限提案価格

4,700,000,000円(税込)

※ 上限を超えた提案は失格とする。

※ 最低制限提案価格は設定しない。

(13) 本事業の管理

本町は、本事業に係る事業化支援業務を株式会社日建設計総合研究所(以下、「NSRI」という。)に委託し、事業の管理を行っている。本事業及び本プロポーザルの実施に関し、本町からの指示に基づいてNSRIから依頼等が行われた場合には、これを本町によるものとして対応すること。

3 参加要件

(1) 参加要件

ア 本プロポーザルは、単独企業又は単独企業同士のグループが参加できる。

イ 本プロポーザルへの参加が認められるのは、「(2) 参加資格要件」の①及び②を満たす者とする。一部業務のみを負う協力企業については、「(2) 参加資格要件」の①及び②のうち、担当する業務に係る要件を満たす者とする。

(2) 参加資格要件

① 共通の参加資格要件

参加者は、令和2年7月10日を基準日とし、この日において次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

(ア) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること

(イ) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の決定がされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の決定がされていない者であること

(ウ) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は6か月以内に手形、小切手を不渡りしていない者であること

- (エ) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条による破産の申立てをなされていない者又は会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づき特別清算開始の申立てをなされていない者であること
- (オ) 参加表明書及び参加資格確認に必要な書類の提出期限から事業契約締結までの期間に町から指名停止等の措置を受けていない者であること
- (カ) 最近 1 年間の法人税、事業税、消費税、地方税を滞納している者でないこと
- (キ) 審査委員会の委員が属する組織、企業又はその組織、企業と資本面若しくは人事面において関連がない者であること
- (ク) 本事業にかかるアドバイザー業務に関与していない者もしくはこれらの者と資本面又は人事面において関連がない者であること。なお、本事業にかかるアドバイザー業務に関与している者は、以下のとおりである。
株式会社日建設計総合研究所（NSRI）
- (ケ) 入札参加企業、入札参加グループの構成員及び協力会社のいずれかが、他の入札参加企業、入札参加グループの構成員又は協力会社として参加していないこと
- (コ) 要求水準書に示す要件を満たす者を、本業務全体の統括責任者（以下「総括代理人」という。）として配置できること（配置予定者の要件の確認は、技術提案時に行うものとする）。

なお、（キ）および（ク）の「資本面において関連のある者」とは、総株主の議決権の 100 分の 50 を超える議決権を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう（以下、同じ。）。

② 各業務における参加資格要件

ア 設計業務の参加資格要件

- (ア) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。
- (イ) 平成 18 年度以降に業務が完了した、以下の全ての要件を満たす実施設計業務を元請として履行した実績があること。なお、グループや共同企業体で実施した事業については、代表者としての設計を担当した実績があること。
 - ・延べ面積が 3,000 m²以上の施設の実施設計（民間施設を含む）
 - ・公共施設の実施設計（規模は問わない）
- (ロ) 公告の日から参加表明書の提出期限の日までの期間に、建築士法第 26 条第 2 項の規定による監督処分を受けていない者（処分を受けた地域を問わない。）
- (ハ) 要求水準書に示す要件を満たす者を管理技術者として配置できること（配

置予定者の要件の確認は、技術提案時に行うものとする)。

イ 工事監理業務の参加資格要件

- (ア) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。
- (イ) 平成18年度以降に業務が完了した、以下の全ての要件を満たす工事監理業務を元請として履行した実績があること。なお、グループや共同企業体で実施した事業については、代表者としての設計を担当した実績があること。
(公告の日において工事中であるものを含む)
 - ・延べ面積が3,000㎡以上の施設の工事監理(民間施設を含む)
 - ・公共施設の工事監理(規模は問わない)
- (ロ) 要求水準書に示す要件を満たす者を総括担当監理者として配置できること
(配置予定者の要件の確認は、技術提案時に行うものとする)。

ウ 建設業務の参加資格要件

- (ア) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定に基づく建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
- (イ) 平成18年度以降に業務が完了した、以下の全ての要件を満たす建設業務を元請として履行した実績があること。なお、グループや共同企業体で実施した事業については、代表者としての建設業務を担当した実績があること。
(公告の日において工事中であるものを含む)
 - ・延べ面積が3,000㎡以上の施設の施工(民間施設を含む)
 - ・公共施設の施工(規模は問わない)
- (ロ) 建設業法第28条第3項又は第5項の規定による和歌山県内における営業停止の処分を受けていない者(当該営業停止命令の対象業種が発注業種に係るものであり、かつ、対象が公共工事に係るものに限る。)
- (ハ) 要求水準書に示す要件を満たす者を現場代理人及び監理技術者として配置すること。(配置予定者の要件の確認は、技術提案時に行うものとする)。

(3) 参加表明後の参加資格要件の変更

参加表明書の提出日から契約の締結日までの間に参加資格要件を欠くような事態が生じた場合は、原則として失格とし、落札者の決定の取消及び仮契約の解除等を行うことがある。ただし、グループで応募の代表企業以外が参加資格要件を欠いた場合については、町がやむを得ないと認めた場合に限り参加資格要件を満たす企業に変更することができる。

4 予定スケジュール

	内 容	日 程
1	募集要項等の公表開始	令和2年5月25日(月)
2	事業予定地視察の視察期間※	令和2年6月23日(火)
3	本プロポーザルに係る質疑の受付	
	参加表明書等の提出に係る質疑の受付	令和2年6月8日(月)から6月25日(木)まで
	その他質疑の受付	令和2年7月20日(月)から8月21日(金)まで
4	本プロポーザルに係る質疑の回答	
	参加表明書等の提出に係る質疑の回答	令和2年7月3日(金)頃
	その他質疑の回答	令和2年9月15日(火)頃
5	参加表明書等の提出期間	令和2年7月6日(月)から7月10日(金)まで
6	参加資格結果通知・技術提案書等の提出要請の送付	令和2年7月17日(金)頃
7	技術提案書等の提出期間	令和2年10月16日(金)まで
8	プレゼンテーション等の実施通知	令和2年10月21日(水)頃
9	事業者審査委員会 (プレゼンテーション等の実施)※	令和2年11月5日(木)
10	審査結果及び優先交渉権者の発表	令和2年11月16日(月)頃
11	仮契約締結	令和2年11月24日(火)頃
12	本契約締結	議会決定後速やかに実施

※ 事業予定地の視察、プレゼンテーション及びヒアリングの実施日時等の詳細は、後日、本町から通知する。

5 プロポーザルへの参加

(1) 参加表明

本プロポーザルに参加しようとする者は、参加表明書等を提出しなければならない。

事務局は、参加者から提出された参加表明書等を確認し、「3 参加要件」と照合して参加資格の有無を判断する。参加資格を満たす者(以下、「資格適合者」という。)については「参加資格審査結果通知書兼技術提案書等提出要請書」を、参加資格を満たさない者については、その理由を付した「参加資格審査結果通知書」を、それぞれ送付する。

(2) 様式一覧

名称	様式	形式
参加表明書（単独応募）	1-1	Excel
参加表明書（グループ応募）	1-2-1	Excel
参加グループ協力企業一覧表（グループ応募）	1-2-2	Excel
委任状（グループ応募）	1-2-3	Excel
総括・設計・工事監理に係る参加資格要件確認書	1-3-1	Excel
設計業務実績一覧	1-3-2	Excel
工事監理業務実績一覧	1-3-3	Excel
建設業務に係る参加資格要件及び建設業許可等状況確認書	1-3-4	Excel
建設業務実績一覧	1-3-5	Excel

(3) 提出方法

正・副1部ずつをそれぞれA4サイズ二穴のファイルに編綴し、「事業者名（グループ応募の場合は代表する事業者名）」及び「高野町学びの交流拠点整備事業」と朱書きした封筒に入れ、持参又は郵送にて提出すること。併せて、提出書類の電子データ（Microsoft Excel形式又はpdf形式）をCD-Rで提出すること。

なお、郵送により提出する場合は、下記の受付期間必着とし、必ず郵便追跡サービスが使用できる方法を用いなければならない。

(4) 受付期間

令和2年7月6日（月）午前9時から7月10日（金）午後5時まで。

(5) 参加の辞退

参加者は、何らかの理由により参加を辞退する場合は、参加辞退届出書（様式2）を提出しなければならない。

6 事業予定地等の視察

(1) 視察可能期間

令和2年6月23日（火）（予定）

(2) 申込様式

事業予定地視察申込書（様式3）

(3) 申込方法

電子メールで提出すること。提出の際、ファイル形式はMicrosoft Excel 形式又は pdf 形式とし、メールの件名は「高野町学びの交流拠点整備事業 事業予定地視察申込（法人名）」とすること。

(4) 申込受付期間

令和2年6月8日（月）午前9時から6月12日（金）午後5時まで。

(5) 視察日時のお知らせ

令和2年6月16日（火）までにメールで通知する。

期日経過後も通知が来ない場合は事務局に電話で確認を行うこと。

(6) 視察日時の変更・取消

やむを得ず日時の変更又は取消を希望する場合は事務局と協議すること。

(7) 事業予定地以外の視察

事業予定地（和歌山県伊都郡高野町大字高野山 26 の 2、26 の 5）以外の場所への視察を希望する場合は、視察希望地と希望理由を申込書の備考欄に記入すること。実施の可否は事務局で判断し、個別に連絡する。

7 質疑の受付及び回答

(1) 様式

質疑回答書（様式 4）

(2) 提出方法

電子メールで提出すること。

提出の際、ファイル形式はMicrosoft Excel 形式とし、メールの件名は「高野町学びの交流拠点整備事業 質疑（法人名）」とすること（pdf 形式での提出は不可とする）。

(3) 質疑の受付期間

① 参加表明の提出に係る質疑

令和2年6月8日（月）午前9時から6月25日（木）午後5時まで

② その他本プロポーザルに係る質疑

令和2年7月20日（月）午前9時から8月21日（金）午後5時まで

(4) 質疑への回答日

① 参加表明の提出に係る回答

令和2年7月3日(金)頃

② その他本プロポーザルに係る回答

令和2年9月15日(火)頃

(5) 回答方法

回答は、本町のウェブサイト内に掲載することとし、個別回答はしない。なお、質疑に対する回答は、本要項の追加又は修正とみなす。

8 技術提案書等の提出及びプレゼンテーション

(1) 提案項目

① 価格の提案

② 技術提案書による提案

- ・業務方針
- ・工程計画
- ・実施体制等
- ・配置・動線計画に関する提案
- ・学習・生活環境に関する提案
- ・安全性・防犯・防災に関する提案
- ・社会性・地域性・景観に関する提案
- ・省資源・省コストに関する提案
- ・省エネルギー・持続可能性に関する提案
- ・建設工事・施工計画及び施工管理・品質管理に関する提案

③ 設計図面による提案

- ・配置図兼屋根伏図
- ・各階平面図
- ・立面図
- ・断面図
- ・外構図
- ・外観パース
- ・内観パース

(2) 基本条件

① 提案に当たっての基本条件

ア 資格適合者は、事業趣旨を十分に理解して提案を行うこと。

- イ 資格適合者は、要求水準書等の内容に基づき、機能面・価格面を総合的に検討して提案を行うこと。
- ウ 技術提案内容については、契約後、本町との協議により採用されないこともある。この場合、採用されなかったことを理由として事業費が増額とならないようにすること。

② 無効とする提案

次のいずれかに該当する提案は、無効とする。

- ア 参加者以外による提案
- イ 資格審査申請書類その他の一切の書類に虚偽の記載をした提案
- ウ 提出書類の記載事項が不明なもの、又は記名・押印のない提案
- エ 書類が不足している提案
- オ 要求したもの以外の書類及び図面等による提案
- カ 参加者が2つ以上の技術提案書を提出した場合の全ての提案
- キ 参加者が他の参加者の代理をした場合の全ての提案
- ク 上記②を満たさない提案
- ケ 上限提案価格を超えた提案
- コ その他参加に関する条件に違反した提案

(3) 様式

任意とする。ただし、様式集の様式一覧表に記載のある書式サイズ及び既定上限枚数は順守すること。

(4) 提出方法

「事業者名（グループ応募の場合は代表する事業者名）」及び「高野町学びの交流拠点整備事業 提案書」と朱書きした封筒に厳封し、持参又は郵送にて提出すること。なお、郵送により提出する場合は、下記の提出期限を必着とし、必ず郵便追跡サービスが使用できる方法を用いなければならない。

併せて、提出書類の電子データ（Word形式又はpdf形式）をCD-R等で提出すること。

(5) 様式一覧及び提出部数

名称	様式	形式	部数	備考
価格提案書	5-1	Excel	1部	同一封筒に入れ厳封して提出すること
提案価格内訳書	5-2	Excel	1部	
誓約書	6	Excel	1部	
技術提案書	表紙 7-1~7-10	任意	正本1部 副本12部	
設計図面	表紙 8-1~8-7	任意	正本1部 副本12部	

(6) 体裁及び書式

- ア 価格提案書(様式5-1)及び提案価格内訳書(様式5-2)は、各1部を封筒に入れて封印し、受付番号、本事業名、提案価格見積書在中である旨及び提出者名を封筒に明記して、他の書類と同時に提出すること。なお、一度提出した価格提案書及び提案価格内訳書の訂正はできない。
- イ 宣誓書(様式6)は、押印し、受付番号を付し、編綴せずに提出すること。
- ウ 技術提案書(様式7)及び設計図書(様式8)は、それぞれカラーファイル等に様式一覧表の順番どおりに編綴し、正本1部と副本12部を提出すること。なお、正本にのみ表紙に代表企業名を記入し、副本には記入しないこと。また、提案受付番号は事務局で書き入れるため記入しないこと。
- エ 各書類は、様式集の様式一覧表に示された指定の様式、用紙サイズ及び既定上限枚数に従い作成すること。また、それぞれにページを付すこと。
- オ A3判様式は、A4判様式の大きさに折り込むこと。
- カ 技術提案書の作成に当たっては、会社名及び会社名を類推できるロゴマーク等の記載は不可とする。
- キ 使用する文字のフォントについて、10.5ポイント以上(図表内の文字については制限しないが、見やすさに配慮すること)とすること。また、図表等を適宜活用して分かりやすい表現とすること。
- ク 上下左右20mm程度の余白を確保すること(ページ番号は除く)。

(7) 提出期間

令和2年10月16日(金)午後5時まで

(8) プレゼンテーション

技術提案書等を提出した事業者は、提出後、提案内容についてのプレゼンテーションを行う。要領は以下のとおり。

- ア プレゼンテーションは技術提案書及び設計図面について行うものであり、それ以外の資料は使用してはならない。
- イ プレゼンテーションに出席しない場合は、受注意思がないものとみなし失格とする。
- ウ プレゼンテーションの出席者は5名以内とし、そのうちの1名は原則として様式1-3-1に記載された総括代理人とする。
- エ プレゼンテーションの日程及びその他詳細は令和2年10月21日までに通知する。

9 評価基準及び審査

(1) 審査について

審査は、提出された提案について、選定基準に則って事業者審査委員会が行う。

事業者審査委員会は、学識経験者2名（建築、都市計画、環境、経済等に係る学識者から選出）を含む10名の委員をもって構成することとする。

なお、審査の公正を期すため、委員は審査結果の公表時に併せて公表するものとする。

(2) 審査要領

『高野町学びの交流拠点整備事業 事業者選定基準』による。

(3) 審査結果の通知及び公表

① 審査結果の通知

事務局は、事業者審査委員会による審査後速やかに、優先交渉権者に対しては「優先交渉権者決定通知書」を、優先交渉権者以外の者に対しては、優先交渉権者に決定されなかった旨の通知を送付する。

② 審査結果の公表

審査結果は、後日、町のホームページにおいて審査概要を付して公表する。

(4) その他

① 審査結果について

審査結果に対する質問や異議申し立てについては一切受け付けないものとする。

② 優先交渉権者の取り消しについて

優先交渉権者が、契約の締結までに資格要件を満たさなくなった場合及びその他の理由において優先交渉権者との事業契約が締結できない場合は、本町は当該優先交渉権者の優先交渉権を取り消し、審査において次点だった者を優先交渉権者として契約交渉を行う。

10 優先交渉権者の決定と契約

(1) 仮契約と本契約

審査の結果、優先交渉権者に決定した者は、決定日から7日以内に本町と仮契約を締結しなければならない。なお、仮契約は、高野町議会で可決されたときに本契約として成立するものとする。

(2) 事業費見積書の提出

優先交渉権者は、仮契約の締結前に事業費見積書を本町に提出しなければならない。当該見積書の金額については、先に提出した提案価格見積書の額以下とすることとする。

(3) 契約の辞退

優先交渉権者は、契約の締結ができないことが明らかとなった場合は、本町に対し、速やかに文書（様式任意）により、その旨を届け出なければならない。

11 その他

ア 本プロポーザルの応募等に関して、使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年5月20日法律第51号）に定めるもの、通貨単位は日本円、時刻は日本標準時間とする。

イ 参加表明書及び技術提案書の作成に係る費用は、全て参加者の負担とする。

ウ 提出された参加表明書及び技術提案書の取扱いは次のとおりとする。

(ア) 提出された参加表明書及び技術提案書は返却しない。

(イ) 提出された書類の著作権は、資格適合者に帰属する。また、提出された提案書類（電子媒体に保存されたデータを含む。以下同様）は、受注者の選定に係る公表以外に参加者に無断で使用しない。ただし、受注者の提案書類については、本業務内容の公表時や本町が必要と認めるときには、その全部又は一部を使用できるものとする。なお、契約に至らなかった場合の提案書類は、本業務の選定結果の公表以外に無断で使用しない。

(ウ) 提出内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用することにより生ずる責任は、原則として参加者が負う。

エ 提出された参加表明書、技術提案書、その他書類に関し、事務局から問い合わせ又は資料等の追加提出を求める場合がある。この場合、追加提出資料等についても原則として返却しない。

オ 記載内容の変更については、次のとおりとする。

(7) 参加表明書及び技術提案書の提出後、原則として、それぞれの審査が終了するまでの間は、参加表明書及び技術提案書に記載された内容の変更は認めない。

(イ) 技術提案書において提案した統括代理人は、原則として本業務が終了するまでの間は変更を認めない。ただし、配置予定者が、病気治療、死亡及び退職等のやむを得ない理由により、業務遂行が困難になった場合は、本町が同等以上の能力を有すると認める者に限り変更を認める。

(ウ) 技術提案書において、提案した統括代理人以外の設計業務及び施工業務における配置予定者の変更は、協議の上、本町が同等以上の実績・能力を有すると認めるものに限り変更を認める。

カ 技術提案書の作成のために本町から受領した資料は、本町の了解なく公表及び使用してはならない。

キ 技術提案の履行

受注者は、技術提案書の提案事項に基づき、責任を持って確実に履行すること（本業務に不利益となる技術提案書の提案事項と認める場合は除く）。

また、受注者の責により、事業契約完了時点で技術提案書の提案を達成できなかった事項について、本町は受注者に対し違約金を請求することがある。（本町と協議の上、同等と認められる方法等で本業務を履行することを認める場合もある。）

なお、技術提案書の提案事項を達成する意志が受注者に認められないなど、技術提案書に記載した事項に対する履行状況が特に悪質と認められる場合は、契約を解除し、損害賠償の請求を行うことがある。